

## 生態系サービスへの支払いと環境ラベル\*

渡邊 隆俊

- I はじめに
  - II 生物多様性保全と生態系サービスへの支払い
  - III 環境ラベル
  - IV エコファーマー制度
  - V 結びにかえて—農産物地域ブランド形成とその課題—
- 参考文献

### 【要旨】

近年、我が国でも「生物多様性」の概念が広く知られるようになってきた。この背景には、COP10（生物多様性条約第10回締約国会議）が2010年に名古屋で開催されたこともあるが、それに先立ち、政府や産業界では生物多様性保全に向けた取り組みがなされている。このような生物多様性保全活動を認識する概念として「生態系サービスへの支払い（Payment for Ecosystem Services : PES）」がある。

本稿では、農業ないしは農産物と消費者間におけるPESを認識する「環境ラベル」について紹介するとともに、農産物の地域ブランド形成について概括するものである。

### 【キーワード】

生態系サービスへの支払い（PES）、環境ラベル、エコファーマー、地域ブランド

## I はじめに

2010年に名古屋でCOP10（生物多様性条約第10回締約国会議）が開催され、これを機会に、「生物多様性」の概念が広く国民に知られるようになった。これに先立ち、2010年3月には「生物多様性国家戦略2010」が閣議決定され、また、2009年3月には、日本経済団体連合会が「日本経団連生物多様性宣言」を示し、企業が生物多様性に取り組むにあたっての原則と指針を打ち出した。

このように、生物多様性保全の重要性に対する関心は、産業界でも高まってきている。

生物多様性保全活動を認識する概念として「生態系サービスへの支払い（Payment for Ecosystem Services：PES）」がある。PESは、生物多様性保全に有効な一手段であるが、消費者が購入する財・サービスが生物多様性に配慮したものであるか否かを知るための情報が不可欠である。生物多様性保全に向けたPESを実現するためには、産業界と消費者間の環境コミュニケーションが重要であり、このツールとして、「環境ラベル」が近年注目されている。

本稿では、上述の「PES」と「環境ラベル」について論じつつ、環境付加価値を持つ地域ブランドに関する基礎的考察を行うものである。まず、II章では生物多様性保全と生態系サービスへの支払いについて概説する。III章では、環境ラベルの具体例を示す。次いでIV章では、生物多様性と関係の深い「エコファーマー」と「エコファーマーマーク」について紹介する。最後に、このような環境保全型農産物等に付される環境マークと地域ブランド形成の課題について簡単に論じる。

## II 生物多様性保全と生態系サービスへの支払い

2010年に名古屋でCOP10（生物多様性条約第10回締約国会議）が開催され、これを機会に、「生物多様性」の概念が広く国民に知られるようになった。COP10に至る経緯やその概要については、環境省編（2011）に譲るが、同書はその最大の成果を「生物多様性に関する新たな世界目標（ポスト2010年目標）である「愛知目標」とABSに関する「名古屋議定書」の採択」を挙げている。これによれば、前者の「愛知目標」は、2011年以降の生物多様性に関する新たな世界目標（ポスト2010年目標）を含む今後10年間の戦略計画であり、2050年までの長期目標（Vision）と、2020年までの短期目標（Mission）、さらに短期目標を達成するための5つの戦略目標と20の個別目標によって構成されている。

また、後者の「名古屋議定書」は、遺伝資源へのアクセスと利益配分（Access and Benefit-Sharing：ABS）に関する国際的枠組みであり、各締約国により順次署名、締結が行われ、50 か国目の締約国が締結した日から 90 日後に発効されるものである。

以上が COP10 の概要であるが、これに先立ち、同年（2010 年）3 月には、2008 年 6 月に施行された「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性国家戦略 2010」が閣議決定された。この戦略においては、生物多様性の保全と持続可能な利用を社会経済活動に取り組みことや国内の関連施策を一層充実・強化することが示されている<sup>1</sup>。

また、2009 年 3 月には、日本経済団体連合会が「日本経団連生物多様性宣言」を示し、企業が生物多様性に取り組むにあたっての原則と指針を打ち出した。ここでは、「1. 自然の恵みに感謝し、自然循環と事業活動との調和を志す」をはじめとする 7 つの宣言と 7 つの行動指針を明示している<sup>2</sup>。

このように、生物多様性保全の重要性に対する関心は、政府のみならず産業界でも高まってきているが、このような取り組み、すなわち生物多様性保全活動を認識する 1 つの方法として「生態系サービスの受益者がその維持管理コストを負担する」ことが挙げられる。これは「生態系サービスへの支払い（PES）」とよばれる。PES は、生物多様性保全に有効な一手段であるが、それには消費者が購入する財・サービスが生物多様性に配慮したものであるか否かを知るための情報が不可欠である。つまり、生物多様性保全に向けた PES を実現するためには、産業界と消費者間の環境コミュニケーションが重要であり、このツールとして、「環境ラベル」が近年注目されている。

### Ⅲ 環境ラベル

環境省は、環境物品（環境負荷の低減に資する物品・サービス）を購入しようとする際の参考情報として「環境ラベル等データベース」Web サイトを開設し、2008 年には「環境表示ガイドライン」を公表している<sup>3</sup>。ここでは、環境ラベルを「製品やサービスの環境側面について、製品や包装ラベル、製品説明書、技術報告、広告、広報などに書かれた文言、シンボル又は図形・図表を通じて購入者に伝達するもの」と定義している。その代表例としては、環境省所管の（財）日本環境協会による「エコマーク」がある。環境ラベルは、現在、工業製品を中心に多岐に及んでいるが、生物多様性との関連が深い農業分野としては、「有機 JAS マーク」と「エコファーマーマーク」がある。

「有機 JAS マーク」は、有機 JAS 規格に従い、禁止された化学肥料や農薬を使用しないで生産され、さらに認定機関の検査を得て認証された農産物に表示さ

れる。

「エコファーマーマーク」は、「エコファーマー（土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む計画を作成し、都道府県知事に認定された農業者）」が生産した農産物に表示される。以下、このエコファーマーについて概説しよう。



エコマーク



有機 JAS マーク  
認定機関名



エコファーマーマーク

出所：エコマーク；財団法人日本環境協会エコマーク事務局 Web サイト（[www.ecomark.jp/](http://www.ecomark.jp/)）  
有機 JAS マーク；農林水産省 Web サイト「有機食品の検査認証制度」（[www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/yuuki.html](http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki.html)）  
エコファーマーマーク；全国環境保全型農業推進協議会 Web サイト（[www.ecofarmer.net.jp/05ecofarmer/](http://www.ecofarmer.net.jp/05ecofarmer/)）

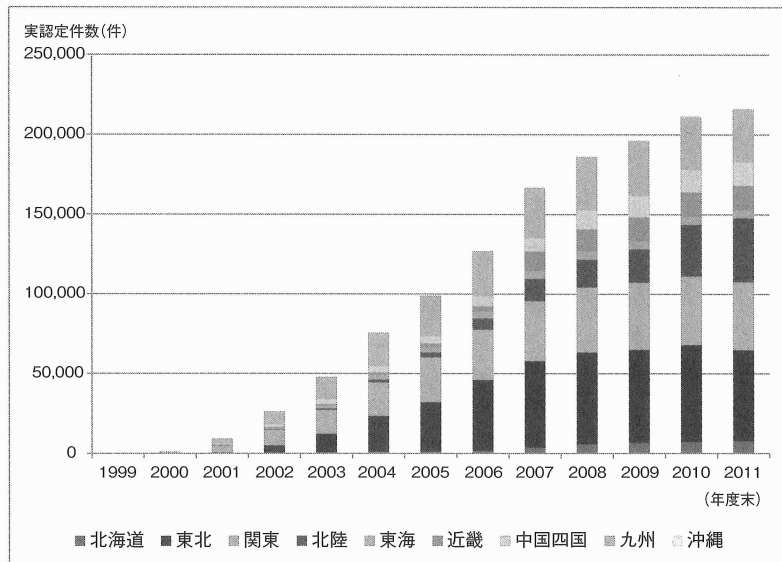
図 1 環境ラベルの例

#### Ⅳ エコファーマー制度

農林水産省 Web サイト（[www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen\\_type/h\\_eco/](http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/h_eco/)）によれば、エコファーマーとは、1999年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」第4条に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者（認定農業者）の愛称名である。先に論じたように、エコファーマーは、その農産物に対してエコファーマーマークが表示できることに加え、農業改良資金（環境保全型農業導入資金）の特例措置が受けられるメリットがある。

図2に示すように、エコファーマーの認定件数は、2000年3月末で12件だったものが、2012年3月には約216,000件に上り、急速にその認定件数が増大している。

なお、先述したエコファーマーマークは、全国環境保全型農業推進協議会が2003年に制定し、運用されてきたが、2012年4月より同推進協議会から17都道府県に委譲されることとなった（2012年1月現在）<sup>4</sup>。



(注) 各地域の都道府県内訳は次の通り。

- 北海道：北海道
- 東北：青森，岩手，宮城，秋田，山形，福島
- 関東：茨城，栃木，群馬，埼玉，千葉，東京，神奈川，山梨，長野，静岡
- 北陸：新潟，富山，石川，福井
- 東海：岐阜，愛知，三重
- 近畿：滋賀，京都，大阪，兵庫，奈良，和歌山
- 中国四国：鳥取，島根，岡山，広島，山口，徳島，香川，愛媛，高知
- 九州：福岡，佐賀，長崎，熊本，大分，宮崎，鹿児島
- 沖縄：沖縄

出所：農林水産省 Web サイト ([www.maff.go.jp/j/seisan/kankyohozen\\_type/h\\_eco/](http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyohozen_type/h_eco/)) 「エコファーマーの認定状況について」より筆者作成。

図 2 エコファーマーの認定状況

## V 結びにかえて—農産物地域ブランド形成とその課題—

このような環境負荷低減や環境保全あるいは生物多様性保全に対して付与される環境マークは、環境付加価値を持つ地域ブランド品としての意味合いも持つ<sup>5</sup>。消費者が地域におけるエコファーマー等の活動を理解し、その環境ラベルが付された農産物を購入する消費行動は、まさに PES といえる<sup>6</sup>。これは、当該地域における生物多様性保全あるいは持続可能な発展へとつながることになり、一種のフェアトレードとしてとらえることもできる。

環境省は、「生態系サービスへの支払い (PES) ～日本の優良事例の紹介～」Web サイトを公開している<sup>7</sup>。里地里山においては、「蕪栗沼のふゆみずたんぼ」(ふゆみずたんぼ米，宮城県大崎市)、「コウノトリの野生復帰とコウノトリ育む農法」(コウノトリの舞，兵庫県豊岡市)、「トキの野生復帰と米づくり」(朱鷺と暮らす郷づくり認証米，新潟県佐渡市)，そして「魚のゆりかご水田プロジェクト」(魚のゆりかご水田米，滋賀県)の事例を示している。

エコファーマーマークや地域独自の環境ラベルによって、環境付加価値を持つ

地域ブランドが形成されているが、一方で、有機農業の事例にある通り、このような環境付加価値を持つ地域ブランドの形成には、生産コストの上昇（価格の上昇）は不可避であり、このコスト削減なしには、真の意味での持続可能な発展とはならないと解される<sup>8</sup>。コスト削減に向けて、様々な方策があると思われるが、例えば「農山漁村の6次産業化」は、流通コスト削減などの効率化の面で、1つの解決策になるかもしれない。このように、PESを地球温暖化対策と同様に、消費者の意識の中に如何に根付かせるかが今後の課題であろう。

### 参考文献

- 環境省編（2011）『環境白書 循環型社会白書／生物多様性白書』日経印刷。
- 西川芳昭編（2012）『生物多様性を育む食と農』、コモンズ。
- 農林水産省生産局（2007）「有機農業の現状と課題」、[www.maff.go.jp/j/council/seisaku/seisan/pdf/05\\_ref\\_data01.pdf](http://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/seisan/pdf/05_ref_data01.pdf)。
- 藤川清史（2012）「生態系サービスの経済評価：生物多様性条約と温暖化防止条約の比較の視点から」（西川編（2012）所収）、pp150-169。
- 藤川清史・渡邊隆俊（2012a）「第3章コラム2」『2012年版関西経済白書』、アジア太平洋研究所。
- 藤川清史・渡邊隆俊（2012b）「第3章コラム3」『2012年版関西経済白書』、アジア太平洋研究所。
- 馬奈木俊介・地球環境戦略研究機関編（2011）『生物多様性の経済学－経済評価と制度分析－』、昭和堂。

\* 本稿は、名古屋大学国際開発研究科・藤川清史教授との共同研究の一環として執筆した『2012年版関西経済白書』（発行：アジア太平洋研究所）第4章コラム2および3の草稿を加筆修正したものある。今回、草稿段階でご指導を頂くとともに、単独執筆として投稿許可を頂いた藤川教授に記して謝意を表したい。なお、書くまでもないが、本稿に含まれるかもしれない全ての誤謬は、筆者に帰するものである。

- 1 詳細は、総務省・電子政府の総合窓口（e-Gov）Webサイト（[www.e-gov.go.jp/](http://www.e-gov.go.jp/)）もしくは環境省・生物多様性Webサイト（[www.biodic.go.jp/biodiversity/wakaru/](http://www.biodic.go.jp/biodiversity/wakaru/)）などを参照されたい。
- 2 詳細は、経団連Webサイト（[www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2009/026.html](http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2009/026.html)）を参照されたい。
- 3 環境省「環境ラベル等データベース」Webサイトは、環境物品（環境負荷の低減に資する物品・サービス）を選ぶ際に参考となる情報源を集め、グリーン購入の取組の進展に向けて、広く一般に紹介するサイトである（[www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/](http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/)）。また、「環境表示ガイドライン」はこのサイトからもリンクされている（[www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/](http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/)）。

- 4 エコファーマーマークの商標権譲受県は、茨城、東京、神奈川、長野、富山、福井、静岡、愛知、滋賀、京都、兵庫、鳥取、島根、香川、愛媛、鹿児島そして沖縄の都府県である（2012年1月現在）。詳細は、同推進会議 Web サイト（[www.ecofarmer.net/05ecofarmer/](http://www.ecofarmer.net/05ecofarmer/)）を参照されたい。
- 5 ここで言う「環境付加価値」とは、PES の金額、すなわち環境保全あるいは生物多様性保全に必要なコストと解されたい。ただし、そこで問題となるのが PES の計測（定量化）である。生物多様性や生態系サービスの定量化については、COPI0 で最終報告が公表された「生態系と生物多様性の経済学（TEEB: The Economics of Ecosystems and Biodiversity）」がある（オリジナルは TEEB の Web サイト（[www.teebweb.org/](http://www.teebweb.org/)）、日本語版（仮訳）は地球環境戦略研究機関 Web サイト（[www.iges.or.jp/jp/news/topic/1103teeb.html](http://www.iges.or.jp/jp/news/topic/1103teeb.html)）を参照されたい。また、環境省編（2011）第1部第3章のコラムにはその解説がある。また、近年この分野の研究も進んでおり、たとえば、馬奈木他編（2011）、藤川（2012）などがある。
- 6 藤川・渡邊（2012a）では、PES の例としてサラヤ株式会社の「ヤシノミ洗剤」を挙げている。また、後述する「コウノトリの舞」と「魚のゆりかご水田米」については、藤川・渡邊（2012b）で紹介している。
- 7 環境省・「生態系サービスへの支払い（PES）～日本の優良事例の紹介～」Web サイト（[www.biodic.go.jp/biodiversity/shiraberu/policy/pes/](http://www.biodic.go.jp/biodiversity/shiraberu/policy/pes/)）。
- 8 農林水産省生産局（2007）では、「化学肥料や農薬を使用しないことを基本とする有機農業は、(1) 稲作の場合、販売価格の面で慣行栽培より有利なもの、単位面積当たりの労働時間は慣行栽培を大きく上回るとともに、収量はそれを下回っている、(2) 野菜作の場合、事例でみる限り、販売価格や単位面積当たりの販売量などで慣行栽培より優れたものと劣るものとの格差が大きいなどの実態があり、農家にとってリスクのある取組となっている」と評している。

